

定 款

みずほリース株式会社

定 款

第 1 章 総 則

第 1 条 (商 号)

当会社は、みずほリース株式会社と称する。

その英文名は、Mizuho Leasing Company, Limited と表示する。

第 2 条 (目 的)

当会社は、次の事業を行うことを目的とする。

- (1) 産業用、工作用、建設土木用、輸送用、通信用、事務用、医療用、商業用等に供される機械、器具および設備等の賃貸借ならびに売買
- (2) 著作権、特許権、意匠権、実用新案権等の無体財産権の賃貸借および売買
- (3) 不動産の賃貸借、売買、仲介および管理
- (4) 金融業務
- (5) 生命保険の募集に関する業務
- (6) 損害保険代理業
- (7) 第二種金融商品取引業
- (8) 金融商品仲介業
- (9) 集金代行業務
- (10) 各種情報処理・提供サービス
- (11) 前各号に付帯または関連する一切の業務

第 3 条 (本店の所在地)

当会社は、本店を東京都港区に置く。

第 4 条 (機関)

当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第 5 条 （公告方法）

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

第 6 条 （発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、1 億 4 千万株とする。

第 7 条 （単元株式数）

当会社の単元株式数は、100株とする。

第 8 条 （単元未満株式についての権利）

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- （2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- （3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 9 条 （株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

第 10 条 （自己の株式の取得）

当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第11条 （株式取扱規則）

当会社の株式に関する取扱いおよび手数料ならびに株主の権利行使に関する手続等は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株 主 総 会

第12条 （招集）

当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

第13条 （定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第14条 （招集権者および議長）

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第15条 （電子提供措置等）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第16条 （決議の方法）

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第17条 （議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

第18条 （員数）

当会社の取締役は、15名以内とする。

第19条 （選任方法）

取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第20条 （任期）

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第21条 （代表取締役および役付取締役）

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

第22条 （報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第23条 （取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第24条 （取締役会の招集権者および議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、議長となる。

- 2 前項に従い定めた取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第25条 （取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第26条 （取締役会の決議の省略）

当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第27条 （取締役の責任免除）

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、会社法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

第28条 （員数）

当社の監査役は、5名以内とする。

第29条 （選任方法）

監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第30条 （任期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第31条 （常勤の監査役）

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第32条 （報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第33条 （監査役会規程）

監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第34条 （監査役会の招集通知）

監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、その期間を短縮することができる。

- 2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

第35条 （監査役の責任免除）

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、会社法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 計 算

第36条 （事業年度）

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第 37 条 （剰余金の配当の基準日）

当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

第 38 条 （中間配当）

当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。

第 39 条 （配当金の除斥期間等）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。

2 前項の金銭には利息を付けない。

以 上

昭和 4 4 年 1 1 月 6 日 認証
昭和 5 0 年 5 月 2 2 日 改正
昭和 5 1 年 6 月 2 3 日 改正
昭和 5 4 年 6 月 2 2 日 改正
昭和 5 5 年 6 月 2 4 日 改正
昭和 5 6 年 6 月 2 4 日 改正
昭和 5 6 年 1 1 月 1 0 日 改正
昭和 5 7 年 6 月 2 3 日 改正
昭和 5 9 年 6 月 2 9 日 改正
平成 6 年 6 月 2 8 日 改正
平成 1 0 年 9 月 2 1 日 改正
平成 1 1 年 6 月 2 4 日 改正
平成 1 2 年 6 月 2 7 日 改正
平成 1 4 年 6 月 2 5 日 改正
平成 1 5 年 6 月 2 5 日 改正
平成 1 6 年 3 月 2 4 日 改正
平成 1 6 年 6 月 2 5 日 改正
平成 1 7 年 6 月 2 9 日 改正
平成 1 8 年 6 月 2 7 日 改正
平成 1 9 年 6 月 2 6 日 改正
平成 2 0 年 6 月 2 5 日 改正
平成 2 1 年 6 月 2 4 日 改正
平成 2 3 年 6 月 2 3 日 改正
令和 元年 1 0 月 1 日 改正
令和 2 年 6 月 2 4 日 改正
令和 3 年 6 月 2 4 日 改正
令和 4 年 6 月 2 4 日 改正